

## 新潟市東区公認キャラクター 東区応援団長「ぬたりん」 着ぐるみの使用に関する要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、新潟市東区公認キャラクター 東区応援団長「ぬたりん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

### (使用の申請)

第2条 着ぐるみの使用を希望する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ、「ぬたりん」着ぐるみ使用申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、新潟市長に提出し、その承認を受けなければならない。

### (使用の承認)

第3条 市長は、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承認するものとする。

- (1) 新潟市のイメージや品位を傷つけ、又はそのおそれのあるとき。
- (2) 使用上の注意事項に従って使用されないおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) 使用者が次のいずれかに該当する場合

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者。

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

- (6) その他、市長が適当でないと認めるとき。

2 前項の承認を決定する際は、「ぬたりん」着ぐるみ使用承認書（様式第2号）をもって使用者に通知する。

### (貸出期間)

第4条 貸出期間は最長7日間とする。ただし、他の使用者と貸出期間が重複しない場合で、市長が必要と認めたときはこの限りでない。

### (使用料)

第5条 着ぐるみの使用料は、無料とする。

### (使用方法)

第6条 使用者は、市から直接着ぐるみを借り受け、直接返却することを原則とし、その

作業は使用者が行うものとする。

2 やむを得ず前項の作業を業者等に依頼する場合、その経費は使用者の負担とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (2) 承認された用途のみに使用すること。
- (3) 使用期間を遵守すること。
- (4) 火気及び危険物の付近で使用しないこと。
- (5) 土砂や濡れた路面又は雨天時に屋外では使用しないこと。
- (6) 着ぐるみ返却時には、着ぐるみの使用状況がわかる写真等を提出すること。
- (7) その他、市長が特に付した条件に従って使用すること。

(使用承認の取消)

第8条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規定に違反したときは、その承認を取り消すとともに、以後の使用は承認しない。この場合、使用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

(原状回復)

第9条 着ぐるみを破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第10条 使用者が着ぐるみを亡失した場合は、現品又は相当の対価をもって賠償しなければならない。

(市の責任)

第11条 着ぐるみの使用により、使用者が被った損害に対しては、市は一切その責めを負わない。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみの取り扱いに係る必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月16日より施行する。

この要領は、令和3年4月1日より施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

「ぬたりん」 着ぐるみ使用申請書

年 月 日

新 潟 市 長

申請者 住所（所在地）  
氏名（名称及び代表者名）

新潟市東区公認キャラクター 東区応援団長「ぬたりん」の着ぐるみを使用したいので、  
下記のとおり申請します。  
なお、使用する際は、同着ぐるみの使用に関する要領の規定を遵守します。

記

|                         |                    |
|-------------------------|--------------------|
| 1 使用用途                  |                    |
| 2 借受希望期間                | 年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ） |
| 3 使用期間                  | 年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ） |
| 4 担当者氏名<br>連絡先（電話番号）    |                    |
| 5 借受方法                  | 直接受取 ・ その他（ ）      |
| 6 返却方法                  | 直接返却 ・ その他（ ）      |
| ※添付書類：使用する事業の概要がわかる企画書等 |                    |

新潟市使用欄

|     |     |    |  |     |  |
|-----|-----|----|--|-----|--|
| 受付日 | / / | 担当 |  |     |  |
| 借受日 | / / | 担当 |  | 受取者 |  |
| 返却日 | / / | 担当 |  | 返却者 |  |

様式第 2 号（第 3 条関係）

「ぬたりん」 着ぐるみ使用承認書

年 月 日

様

新 潟 市 長

年 月 日付けで申請のありました「ぬたりん」 着ぐるみの使用について、下記のとおり承認します。

記

|           |                                                         |
|-----------|---------------------------------------------------------|
| 1 使用用途    |                                                         |
| 2 使用期間    | 年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）                                      |
| 3 貸出日・返却日 | 貸出： 年 月 日（ ）<br>返却： 年 月 日（ ）<br>※受け渡しは区役所の開庁時間内におこなうこと。 |
| 4 承認番号    | 承認番号 年度第 号                                              |
| 5 貸出方法    | 直接受取 ・ その他（ ）                                           |
| 6 返却方法    | 直接返却 ・ その他（ ）                                           |

※使用に関しては、「新潟市東区公認キャラクター 東区応援団長『ぬたりん』 着ぐるみの使用に関する要領」の規定を遵守すること。